

ふじみ野市立亀久保小学校

2024 年度

# PTA のしおり

## 目次

- 1 PTA とは
- 2 亀久保小学校 PTA 活動について
- 3 PTA 組織図
- 4 PTA 会則
- 5 亀久保小学校地区割図

## ～亀っ子たちの輝く笑顔を見たいから～

亀久保小学校 PTA は、亀っ子たちの輝く笑顔を見たいという保護者と教職員の気持ちを詰め込んだ組織です。保護者と教職員、地域の方々が協力して、子供達の安全安心で健やかな成長が実現できるよう、学校生活と学校教育を支援する活動を行っています。

また、『できる人ができる時に子供たちのために』をモットーに、保護者の皆さまが無理のない範囲で、笑顔で自発的に活動できるような PTA を目指しています。

多くの保護者の皆さまのご理解、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

### 1. PTA とは

個々の児童の幸福な成長を図ることを目的として、保護者と教職員とが協力して学校全体の教育環境をより良くするためにさまざまな活動を行う社会教育団体です。

保護者間、また保護者と教職員とのコミュニケーションを大切にし、お互いの信頼関係を築いていきます。

#### PTA3つの禁止事項

##### 政治・宗教・営利団体に関する活動の禁止

PTA は教育の団体ですので、非政党・非宗教・非営利団体でなければなりません。

これは PTA の3つの禁止事項といわれ、絶対に守らなければならないものです。

#### ◆会員になることができるのは

その学校に在籍する児童の保護者(Parent)

その学校に勤務する教職員(Teacher) 　　　　　　です。

自動的に会員になるのではなく、この会の趣旨に賛同する方に加入していただくことになっています。全員に加入していただくことが、子供たちの幸福な成長を実現するためのよりよい活動につながります。

本校では、地区名簿作成及び登下校班編成のために、入学(転入)と同時に保護者の皆さまに PTA への加入をお願いしております。原則卒業(転出)まで継続入会といたしますが、諸事情により退会を希望される方は PTA 本部までご連絡ください。

## 2. 亀久保小学校 PTA 活動について

### (1) 会員の皆さまにご協力いただく活動・・・全校委員 / 地区役員 / サポーター

亀久保小学校 PTA では『できる人ができる時に』をモットーに、会員の皆さまがご自身のタイミングで手を挙げやすい PTA を目指して活動の細分化や効率化、選出方法の見直しに取り組んでまいりました。今後も必要に応じて、継続可能な改善を行うことが大切だと考えています。

会員の皆さまには、会則に基づいて、①全校委員を児童 1 人につき在学中に最低 1 度、②地区役員を一世帯につき最低 1 度のお願いをしています。また、どちらも経験済みであっても、本部役員の立候補者が足りない場合は選出の対象となります。

本部役員を担っていただいた方は、子供が複数人いる場合でも、全校委員と地区役員が永年免除になります。

その他、学校応援団(亀小みまもり隊・よむレンジャー・花組・おやじの会・学習支援ボランティア)と連携した活動、行事ごとに募集されるパパ、ママサポーターもその都度募集しますのでご協力ください。

PTA はボランティアです。ご事情によりどうしても活動が難しい方に無理にお願いするものではありません。できる範囲での活動にご理解とご協力をお願い致します。

#### ① 全校委員には 5 種類あります

・前期広報委員 新年度版の広報紙『かめくぼ』を発行します。

・後期広報委員 9 月以降の学校行事掲載の『かめくぼ』を発行します。

・家庭教育委員 ～3つのグループに分かれての活動です～

◆グループ① : 保護者を対象にした学びの場を年に 1 回企画、運営します。  
(例: 校長先生による講和会)

◆グループ② : ふじみ野市内で開催される家庭教育学級全体講座に出席します。  
(例: 人権教育親子映画会)  
: 学校保健安全委員会に出席します。

◆グループ③ : 秋の給食試食会の準備、開催をします。

・亀小まつり委員 秋に開催の亀小まつり開催の準備、当日の運営を行います。

・卒業お祝い委員 6 年生の保護者から選出され、卒業お祝いの会の企画、運営をします。

広報紙の  
作成

保護者対象の  
活動

子どもたち  
のお楽しみ

◆全校委員は年度初めに全会員より書面にて応募していただきます。クラス、学年の枠を越えて、ご自身のタイミングで応募いただけます。応募数が定員以上の際は抽選にて選出、また、定員に満たない場合は委員未経験の高学年の会員が抽選による選出の対象となります。いずれも PTA 会長による抽選となります。

会員のみなさまには、できるだけ自発的に全校委員に立候補していただけるようお願いいたします。また、抽選によって選出された方は、出来る範囲での活動でも構いませんので、快くお引き受けいただくと助かります。ご事情によりその年度に委員会活動へのご参加が難しい方は、その旨を申込書面に記入頂くことで抽選対象外となります。

## ② 地区役員…各地区6～11名の方が活動しています

地区役員は、地区名簿と通学班の作成・管理、地区内お知らせ等の回覧、PTA 会費集金、地区会計業務、資源回収、亀小まつりへの協力等、年間を通して地区のためにさまざまな活動をしています。

各地区内で役割を分担して(地区長 / 副地区長 / 会計 / 校外長 / 校外委員)活動しています。地区長は運営委員会に出席し、意見を述べるすることができます。

校外委員は登校指導を通して、通学時の子どもたちを見守り、通学路の状況を確認し、子供たちの安全な登下校を支える活動をしています。5 地区の校外長が集まり、校外安全委員会を開いて地区の枠を越えた話し合いも行っています。

### 【亀久保小学校地区割】

亀1地区：亀久保2, 3, 4丁目、大井中央3, 4丁目

亀2地区：ふじみ野1, 3, 4丁目

亀3地区：ふじみ野2丁目（※ふじみ野2丁目 26・27・28 は亀4）

亀4地区：東久保1丁目、丸山、ふじみ野2丁目 26・27・28

亀5地区：鶴ヶ舞1丁目、南台2丁目

地区役員は子ども達の  
安心安全な日々を  
地域で見守る礎と  
なっています

◆地区役員の選出方法は各地区により異なりますので、お近くの地区役員までご確認ください。  
なお、全校委員と地区役員は、活動内容の都合上、同じ年に兼任することはできません。

## (2)PTA 総会について

総会は全会員によって構成される議決機関です。毎年、年度の初めに定期総会が開かれ、役員承認、予決算の審議と承認、年間の活動報告と計画の承認、会則の制定及びその他必要な事項について議決します。必要に応じて臨時総会も開催されます。2021 年度より、定期総会は書面開催及びウェブ開催が原則となり、議決も書面にて執り行われています。

### (3) 運営委員会について

運営委員会の構成メンバーは、本部役員、全地区長、校外安全委員長、各全校委員委員長で、学校長、教頭、教務主任は会議に出席して意見を述べるすることができます。

通常、年に6回開催されますが、校外安全委員長及び各全校委員委員長は全6回のうちの2~3回に出席していただきます。

### (4) PTA 本部について

会長・副会長・書記・会計で構成されています。

PTA 組織の中心となって、すべての PTA 活動が円滑に行われるよう努めます。運営委員会を開催して常に全体の活動を掌握し、各委員会との連絡調整、各地区への協力、学校行事への協力を行います。学校と連携して、会員の意見や要望に耳を傾け、スムーズな PTA 活動を運営していく役割があります。

また、ふじみ野市 PTA 連合会、入間地区 PTA 連絡協議会主催の会議、研修等に出席し、外部との連携を図り、他校・地域との窓口になります。

新規本部役員は毎年10月に募集します。

### (5) 会費及び会計について

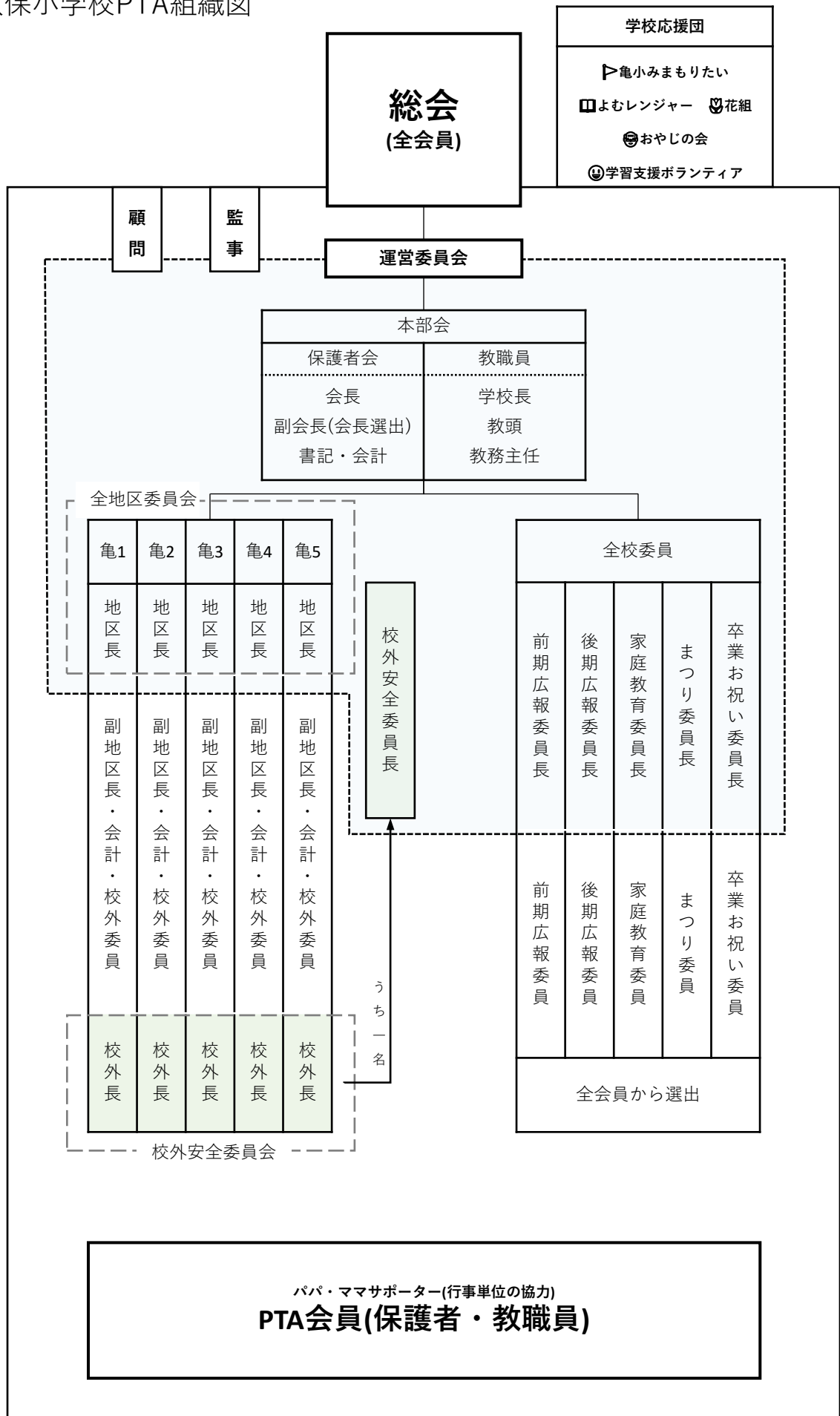
会費は1世帯あたり及び教職員1名あたり年額 2,000 円を年に1回まとめて集金します(安全互助会費を含む)。この会費によって PTA の経費がまかなわれ、総会で議決された予算に基づいて支出されます。

年1回の会計監査を受けます。年度途中で転出の場合は月額で返金し、転入の場合も月額で徴収します。

#### 【PTA 会費の主な用途】

- ・進級、卒業祝い品代
  - ・亀小まつり、その他 PTA 主催イベントの運営費用、景品代
  - ・広報紙「かめくぼ」発行費
  - ・埼玉県安全互助会の会費
  - ・ふじみ野市 PTA 連合会、入間地区 PTA 連絡協議会の分担金
  - ・各委員会の活動費(事務用品の購入、リース代含む)
  - ・会員や児童に対する慶弔費
  - ・学校生活の環境改善のための費用
- 他

### 3. 亀久保小学校PTA組織図



# 亀久保小学校PTA会則

## 第1章 名称と事務所

- 第1条 この会は亀久保小学校PTAと称する。  
第2条 この会の事務所は亀久保小学校内に置く。

## 第2章 目的と活動

- 第3条 この会は、児童の保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。  
第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。  
1 学校と家庭との綿密な連絡をはかり、児童の健全な育成に努める。  
2 学校教育の充実、進展への努力  
3 会員相互の修養と親睦  
4 児童の校内外の指導と生活環境の浄化  
5 児童、会員の表彰、慰労  
6 その他、この会の目的達成に必要と認められる活動

## 第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。  
1 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。  
2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とする行為は行わない。  
3 この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。  
4 学校の人事・その他の管理に干渉しない。  
5 この会は、自立独自のものであって他のどのような団体の干渉も受けない。

## 第4章 会員

- 第6条 この会の会員は亀久保小学校児童の保護者及び亀久保小学校に勤務する教職員とする。また、会長が指名する本部役員経験者を特別会員として会員とする。

## 第5章 役員

- 第7条 この会に次の役員を置く。  
・会長 1名 ・副会長 若干名(学校より1名) ・運営委員 若干名  
・委員 若干名 ・書記 若干名(学校より1名) ・会計 若干名 ・監事 若干名  
・特別会員による会長職 1名
- 第8条 この会の役員を選出は次のとおりとする。  
1 本部役員は会員の中より選出し、総会の承認を求める。  
2 本部役員は会長・副会長・書記・会計で組織する。  
3 運営委員会は、会長・副会長・全地区委員長・校外安全委員長・全学級委員長・各地区長・書記・会計・委員会所属教職員の代表で組織する。  
4 委員の選出は次のとおりとする。  
(1) 全校委員は全会員から選出し、その中より各委員長を選出する。  
(2) 地区役員は地区毎に選出し、その中より全地区委員長・校外安全委員長を選出する。  
(3) 教職員は各委員会に所属する。  
5 書記・会計は会長が委託する。  
6 特別会員の役職・職務は会長が委託または解任ができる。
- 第9条 この会の役員役職は次のとおりとする。  
1 会長はこの会を代表し、会務を処理する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
3 運営委員会は委員会を構成し、常務を審議処理する。  
4 各委員は委員会を構成し、専門事項を処理する。  
5 書記は総会・運営委員会の議事を記録する。  
6 会計は金銭の出納証票の保管に当たる。  
7 監事は会計を監査する。  
8 特別会員は、会長より委託を受けた職務の範囲のみ活動できる。

- 第10条 (役員任期と規則) 役員は任期は1年とする。地区役員は一世帯につき最低1度、全校委員は一児童につき最低1度は役員として参加し協力することを通例とする。但し再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残務期間とする。  
(役員免除規則) 歴代会長経験世帯は、役員を永久免除とする。但し立候補は妨げない。本部役員に就任した会員、もしくは2年連続で運営委員会に出席する職務にあった会員は、本人の意思のない限り以後全校委員・地区役員の就任を免除とする。  
細則：第4章 第2条、第3条の適用に準ずる免除。
- 第11条 (役員解任について) 地区役員を含むPTA役員が、PTA活動全体に支障をきたした場合、また、任期途中での体調不良等で役員としての活動継続が困難になった場合、会長の一任でその任を解くことができる。必要に応じて新たに役員を選出する。
- 第12条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、総会において承認し、この会の重要な諮問に応じる。

## 第6章 会議

- 第13条 この会議は次のとおりとし、会長が召集する。  
1 総会      2 運営委員会      3 各委員会
- 第14条 総会は毎年1回年度の初めに開き、役員承認、予算案の審議と承認、主な会務報告と活動計画の承認、会則の制定及びその他必要な事項について議決する。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第15条 総会及び臨時総会は、書面開催及びウェブ開催を原則とし、全会員の過半数の議決権行使をもって成立する。
- 第16条 総会の決議は書面投票にて、その過半数をもって議決し、可否同数の時は議長がこれを決定する。
- 第17条 運営委員会は必要に応じて開き、総会決定事項の審議処理、予算案及び決算の審議処理、各委員会からの提案事項の審議その他、緊急事項の審議処理を行う。
- 第18条 正副会長は各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第19条 学校長は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

## 第7章 委員会(全校委員会・全地区委員会・特別委員会)

- 第20条 この会に全校委員会を置く。  
1 全校委員会は次の活動を行う  
(1) PTA会報の発行  
(2) 会員相互の修養と親睦  
(3) 保健衛生に関する活動、学級環境の整備協力  
(4) その他学校全般に関する活動  
この会に地区委員会を置く。  
2 地区委員会は次の活動を行う。  
(1) 交通安全及び校外生活の指導・環境の浄化  
(2) 地区における会員及び児童の親睦を図る活動  
(3) 通学路の点検整備  
(4) その他地区での活動  
3 地区委員の代表をもって全地区委員会・校外安全委員会を開き、地区相互の連絡調整を図る。  
4 その他必要に応じて特別委員会を置くことができる。特別委員会は会長が提案し、総会の承認をもってこれを設置する。

## 第8章 会計

- 第21条 この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって当てる。
- 第22条 この会の会費は、毎年度の予算の定めるところにより決定する。
- 第23条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第24条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を受けなければならない。

## 第9章 細則 規定

- 第25条 この会の運営に関し、必要な細則及び規定は運営委員会において定め、制定・改正をした場合は次期総会にこれを報告する。



## 第10章 書類

第26条 この会に次の帳簿を備える。

- |                  |         |        |       |
|------------------|---------|--------|-------|
| 1 会則の綴り          | 2 会員名簿  | 3 役員名簿 | 4 会計簿 |
| 5 記録簿            | 6 領収書綴り | 7 参考綴り |       |
| 8 個人情報保護法に関する同意書 | 9 その他   |        |       |

付 則 この会則は昭和52年7月23日よりこれを施行する。

- 昭和63年 5月 7日一部改正  
平成 元年 5月13日一部改正  
平成 2年 5月12日一部改正  
平成 5年 5月15日一部改正  
平成 8年 4月20日一部改正 (18-1, 19-2)  
平成14年 4月27日一部改正 (5-8-3 (2))  
平成15年 4月19日一部訂正  
平成17年 4月23日一部改正 (5-8-1, 2, 5-10)  
平成20年 4月25日一部訂正 (5-10)  
平成22年 4月23日一部訂正 (8-1・2・3・4, 5-10, 6-14・15・16・17, 7-18・19・20)  
平成24年 4月20日一部改正 (5-10)  
平成25年 4月19日一部改正 (5-10)  
平成27年 4月24日一部改正 (5-7, 5-8-3・4)  
平成28年 5月13日一部改正 (7-19-4)  
平成29年 5月12日一部改正 (5-7)  
平成30年 5月11日一部改正 (4-6, 5-7, 5-8-6, 5-9-8, 10-25-8)  
平成30年12月14日一部改正 (5-10)  
令和 3年 7月 2日一部改正 (5-8, 6-15・16, 7-20)

## 細 則

### 第1章 会計

第1条 経理の執行は次のとおりとする。

- この会の会費は1家庭につき年額2000円とする。  
そのうちの年120円は安全互助会費に当てる。
- この会に必要な出張については、交通費は実費、宿泊費は5000円を限度とし、日当は1000円、半日の時は1/2とする。市内の出張は旅費・日当なし。

### 第2章 慶弔及び表彰

第2条 会員に慶弔事のあった場合には次のとおりその意を表すものとする。

- 慶事
  - 教職員が結婚したとき 3000円
  - 教職員（配偶者）が出産したとき（第1子のみ） 3000円
  - 児童が卒業するときの記念品 500円
- 弔事
  - 会員（配偶者）が死亡したとき 5000円
  - 児童が死亡したとき 5000円
- 見舞
  - 児童・教職員が疾患及び障害により2週間以上の入院または1ヶ月以上の自宅加療をしたとき。 3000円
  - 会員の家屋が災害を受けたとき、被災状況により会長が決める。
- 慶弔費等については、一切の返礼を受けないものとする。

第3条 会則第4条により、この会に功労のあった会員に対して次の基準により記念品を贈る。

- 教職員の転退職にあたっては、次の基準により記念品を贈る。
  - ・1年1000円とし、PTA 会員年数により積算する。
  - ・支給限度は10年までとする。

第4条 その他特別な事項については、会長もしくは運営委員会が認めたとき。

### 第3章 特別会員

- 第1条 特別会員は、在校生がいない場合に限り、PTA会費を免除とする。
- 第2条 特別会員は、細則第2章の対象外とする。
- 第3条 会長は、いつでも特別会員の任を解き、除名することができる。
- 第4条 本部役員は、特別会員の要請に協力しなくてはならない。
- 第5条 その他、特別な事項については、会長もしくは運営委員会が認めたとき有効となる。

### 第4章 学区域拡張に伴う特例処置

- 第1条 地区活動に関する件
  - 1 (拡張地区名称)、丸山を「丸山地区」、南台2丁目を「南台地区」とする。  
この名称は、学区経過処置期間後も継続する。
  - 2 (既存在校生世帯処置) 南台地区、丸山地区内に居住する既存在校生世帯は、所属地区を居住住所の地区に変更とする。
  - 3 学区経過処置期間の丸山地区、南台地区活動は、丸山地区は亀4地区と、南台地区は亀5地区と合同で主に活動するが、地域自治会活動は居住する自治会に合わせて活動する。
- 第2条 役員・委員会に関する件
  - 1 学区経過処置期間(令和4年度まで)は、丸山地区と南台地区の保護者は、地区長および校外委員長を免除とする。ただし、学区拡張以前より在籍する世帯は除く。
  - 2 1項に該当する者でも、本人の希望と地区の会員の承認があれば地区長になる事が出来、その場合は、校外委員長免除の特例は無効となる。
- 第3条 役員免除規定に関する件
  - 1 学区経過処置期間中に限り転入、入学した駒西小学校PTA本部役員経験者は、本会会則第5章第10条を適用する事ができる。
- 第4条 その他諸問題に関する件
  - 1 (学区経過処置期間の制限) 会長および学校長の協議により定め、運営委員会の承認をもって学区経過処置期間終了とする。
  - 2 その他諸問題が生じた際は、学校と本部が協議し緊急の場合は本部会、猶予ある場合は運営委員会にて決定する。
  - 3 「丸山地区」、「南台地区」の学区経過処置期間は令和4年度に終了とする。

付 則 この細則は、昭和52年7月23日よりこれを施行する。

平成	元年	5月13日	一部改正
平成	5年	5月15日	一部改正
平成	6年	5月7日	一部改正
平成	8年	4月20日	一部改正
平成	14年	4月27日	一部改正
平成	15年	4月19日	一部訂正
平成	18年	4月22日	一部訂正
平成	20年	4月25日	一部改正
平成	21年	4月24日	一部改正
平成	27年	4月24日	一部改正
平成	28年	5月13日	一部改正
平成	30年	5月11日	一部改正
平成	30年	12月14日	一部改正
令和	3年	1月20日	一部改正
令和	4年	1月21日	一部改正
令和	5年	4月1日	一部改正

# 亀久保小学校地区割図

## 【亀久保小学校地区割】

### 亀1地区

亀久保2, 3, 4丁目、大井中央3, 4丁目

### 亀2地区

ふじみ野1, 3, 4丁目

### 亀3地区

ふじみ野2丁目（※ふじみ野2丁目26・27・28は亀4）

### 亀4地区

東久保1丁目、丸山、ふじみ野2丁目26・27・28

### 亀5地区

鶴ヶ舞1丁目、南台2丁目

